

○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条第1項では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）

が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条第1項）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第2項、第3項）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1：通貨の円滑な供給

政4-1-2：偽造通貨対策の推進

政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4：貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金の適正な管理

政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政4-1-1：通貨の円滑な供給

取組内容

A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券の製造枚数を定める日本銀行券製造計画及び貨幣の製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。

（注1）「日本銀行券の製造枚数」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/index.html>

（注2）「貨幣の製造枚数」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/index.html>

B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目（重さ）が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験（用語集参照）を行います。

（注）「製造貨幣大試験」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/index.html>

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-1-B-1 : 通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
	(目標の内容) 通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。
	(目標の設定の根拠) 通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。

定性的な測定指標	
	政4-1-1-B-2 : 製造貨幣大試験の適切な実施
	(目標の内容) 製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。
	(目標の設定の根拠) 貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」 ○参考指標 2 「通貨の流通高」

施策	政4-1-2 : 偽造通貨対策の推進
取組内容	通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。 具体的には、 A 国内外における最近の通貨偽造発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。 B 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。 C 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進
	(目標の内容) 国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。
	(目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「偽造通貨の発見枚数」

施策	政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
取組内容	記念貨幣については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第5条第2項において、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされています。 「2025年日本国際博覧会記念貨幣」及び「国立公園制度100周年記念貨幣」のほか、今後新たに閣議の決定を経て発行することとなる記念貨幣がある場合は当該記念貨幣も含め、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。 また、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及び関係機関との連携等により、記念貨幣に関する広報を行います。 (注1) 「2025年日本国際博覧会記念貨幣」は、同博覧会が開催される2025（令和7）年までに、3回に分けて発行することとしています。 (注2) 「国立公園制度100周年記念貨幣」は、令和6年から、国立公園法制定から100周年となる令和13年までの間、全国の国立公園ごとの図柄により、千円銀貨幣を順次発行することとしています。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行
	(目標の内容) 記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します
	(目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標 2 「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」

施策	政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
取組内容	磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金に関する法律」（平成14年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき売却しています。 必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。

定量的な測定指標						
[主要] 政4-1-4-A-1：地金の 売払い計画及び実績 (単位：t、%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 目標値
	目標値	500.0	1,080.0	4,150.0	4,100.0	N. A. (注2)
	実績値	494.0 (98.8)	1,088.2 (100.8)	4,165.9 (100.4)	N. A. (注3) (N. A.)	
(注1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。 (注2) 令和7年度の目標値は、令和7年度上半期及び下半期に地金の売払い計画を策定することとしているため、令和8年度事前分析表に記載します。 (注3) 令和6年度の実績値は、令和6年度実績評価書に記載します。 (出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調 (目標値の設定の根拠) 磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。 近年においては、市中から受け入れる貨幣の増加傾向も踏まえ、目標値を設定しています。						

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
取組内容	通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。

定性的な測定指標	
	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応
	(目標の内容) 通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。

	(目標の設定の根拠) 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するためです。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「通貨に関する質問、照会等の受付件数」

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	
	(事項) 貨幣の製造等に必要な経費	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	
	内 通貨に関する調査・研究	7,287 千円	11,801 千円	14,015 千円	001376
	内 貨幣の製造に必要な経費	16,861,213 千円	17,272,299 千円	17,394,726 千円	001377
	(項) 貨幣回収準備資金へ繰入				
	(事項) 貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費				
	補正予算	111,038,284 千円	79,196,503 千円		
	繰越等	-		N. A.	
合 計	127,924,649 千円		N. A.		
執行額	90,274,041 千円		N. A.		

(概要)

貨幣の製造等に必要な経費、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局 (国庫課通貨企画調整室)	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月 (予定)
--------------	-------------------------	-----------------	------------------------

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

施策 政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

取組内容

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。

また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

(目標の内容)

金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。

	(目標の設定の根拠) 金融システムの安定を確保するためです。
--	-----------------------------------

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」 ○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」 【再掲（総4-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」 【再掲（総4-1：参考指標 2）】

施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。 仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。 預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。 加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。 また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。 (参考) 大臣官房信用機構課所管法人 (1) 預金保険機構（預金保険法） (2) 農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法） (3) 生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構（保険業法） (4) 日本投資者保護基金（金融商品取引法） (5) 銀行等保有株式取得機構（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律） (6) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法） (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法）

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督
(目標の内容)	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。
(目標の設定の根拠)	適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督

	(目標の内容) 株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。
	(目標の設定の根拠) 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
	(目標の内容) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。
	(目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入等残高」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」 ○参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」 ○参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	9,679千円	11,074千円	11,413千円		
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	9,679千円	11,074千円	11,413千円		
	(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	9,679千円	11,074千円	11,413千円		行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—			
	繰越等	—		N. A.		
	合 計	9,679千円		N. A.		
執行額		8,059千円		N. A.		
(概要) 金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月 (予定)
-------	-----------	----------	-----------------